

(留学生、事業修習者の届け出)

## 租税条約に関する個人市・県民税の免除に関する届出書

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第十一条に基づき次のとおり届け出ます。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

宮古市長 様

住民税の免除 を受ける者	氏名			
	住所(居所)			
	生年月日		年齢	
	国籍		入国年月日	
	在留資格		納税地	
	在留期間			
	入国前の住所			
	納税者番号 ※番号を有する場合			
在籍する学校、 訓練を受ける 事業所等	名称			
	所在地			
租税条約の規定に 基づく所得税の 免除について	所得税については、日本国と_____との間の 租税条約第____条第____項により、租税条約に関する届出書を _____年 ____月 ____日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称(氏名)			
	支払者所在地(住所)			
	契約期間			
	所得の種類		支払金額	
	支払方法		支払期日	
納税管理人	氏名			
	住所(居所)			
その他参考となるべき事項				

### 【添付書類】

- 租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)の写し
- パスポートまたは在留カードの写し  
(以下の項目に該当する場合)
- 学生の場合→在学証明書写し
- 雇用契約等を締結している場合→雇用契約等の契約書の写し
- 事業修習者の場合→事業修習者であることを証明する書類の写し
- 交付金等の受領者である場合→交付金等の受領者を証明する書類の写し

### 【注意事項】

- ・提出期限(3月15日)までにご提出ください。(土曜日、日曜日、祝日及び振替休日の場合は翌開庁日)
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出の無い年は免除を受けられませんのでご注意ください。
- ・相手国と締結している条約の内容によっては、均等割が課税免除にならない場合があります。